

Q 離婚をするにあたり、子どものための 養育費を受取るために やっておくことを教えてください。



A 離婚するにあたり、子どもを引取って実際に育てる側は、離婚相手に対して子どもの養育費を請求できます。養育費をもらうためには、①養育費の額、②いつからいつまで支払うか、③支払い時期と方法については最低限決めておかななくてはなりません。

しかし、養育費について約束をしても、離婚してからしばらくは払われても、時間が経つと支払いが遅れたり、支払いがなされなくなることがよくあります。そうならないために、あらかじめ何をやっておけばよいのでしょうか。

まず、当事者同士で話し合いによる合意ができる場合は、合意内容を公証役場で公正証書にしておくことをお勧めします。公正証書にしておけば、仮に養育費の支払いがなされない場合、給料や預金口座の差押えが可能となります。公正証書にしておかないと、裁判を起こして勝訴しなければ、差押えはできません。また、公正証書にしておくこと、支払う側にちゃんと支払わなければならないという意識を持たせることができます。

次に、当事者同士で話し合いができない場合は、家庭裁判所に調停の申し立てをします。調停で当事者同士が合意した内容は調停調書という書面が作られ、支払いがなされない場合は差押え等が可能となります。

以上は一般論ですが、当事務所にて相談を受けていただければ、個別の事情に応じた対応が可能です。

弁護士

ご相談が問題解決の第一歩です

交通事故、相続、離婚、一般民事事件、刑事事件など様々な問題に取り組んでいます。中小企業経営者からのご相談も歓迎です。お気軽にご相談ください。

ほとぎ法律事務所

鹿島市大字高津原4295番6
モードビル2F

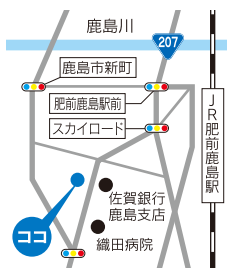
AM9:00～PM5:30

休/土曜・日曜・祝日

※時間外や休日相談も承ります。

<http://www.hotogi-law.com/>

☎0954-68-0911



弁護士
補伽 圭史郎